

10月の税務カレンダー

☆平成30年8月決算法人の確定申告

☆2月決算法人の中間申告(法人・消費)

☆9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

・・・10月10日までに納付



【税務耳より情報】

【軽減税率対策補助金の申請受付期間延長について】

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日から実施される予定です。消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むように下記の支援策が、実施されていますが、その申請期限が延長となりました。

*対象者 複数税率に対して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等

*補助率 原則 2/3(3万円未満のレジの場合は、3/4)

*補助上限 1台あたり20万円

*申請期限 2019年12月16日までに申請(事後申請)

ただし、2019年9月30日までに導入または改修したものが対象となりますので、ご注意ください。

詳細については、所員におたずねください。

《ちょっとランチタイム》

桶川市のドックカフェ N36° ざん(桶川市坂田 572-1 穂高企画内 電話 050-5590-1692)

ワンちゃんと一緒に楽しめるカフェN36° さんです。ドックランが併設されていて、ワンちゃんに運動をさせた後にゆっくりランチが楽しめます。もちろん、ワンちゃんなしでもOK。エリアが分けられていますので、一般の方でも楽しめます。豚丼やモチモチ生パスタ、とろけるブリュレフレンチトーストなど、ランチからティータイム、ディナータイムまで一日対応しているカフェです。

写真は、ブリュレフレンチトーストのフランボワーズです。キャラメリゼしたフレンチトーストにたっぷりのフランボワーズとブルーベリーがのっています。甘くない生クリームがたくさん添えてあり甘党の方には、メイプルシロップが別に用意されています。是非、ワンちゃんと一緒にランチをいかがでしょうか。



《社労士法人よりお知らせ》

最低賃金が変わります(全国平均で26円引上げ)

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、また、原則として都道府県内で働くすべての労働者(常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託等)に対して適用されます。主な都県の最低賃金は次の通りとなります。

埼玉県 871円 → 898円 (平成30年10月1日発効)

群馬県 783円 → 809円 (平成30年10月6日発効)

東京都 958円 → 985円 (平成30年10月1日発効)

健康保険被扶養者異動届の添付書類について

平成30年10月1日以降、日本年金機構に提出する健康保険被扶養者異動届について、一定の書類の添付が必要です。ただし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能です。扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類などについては、所員にお尋ねください。

《事務所ニュース》

消費税セミナー&望年会のご案内です。

日時:平成30年11月30日(金) 時間は、未定

場所:深谷グランドホテル(予定)

会費:未定

「今、やっておくべき消費税増税対応策！」(仮称)

参加ご希望の方は、第一経営 熊谷事務所 担当者 柴沼・佐藤までご連絡ください。